平成２０年（フ）第２０４３号
大阪市北区中之島３丁目２番18号住友中之島ビル
破産者　株式会社エイシン
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８５号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田中160番地１
破産者　株式会社小西建設
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第６９３号
和歌山市舟津町４丁目14番地
破産者　有限会社谷端製材所
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第７９５号
和歌山市島橋南ノ丁１番35号、開始決定時の住所和歌山市舟津町４丁目14番地
破産者　谷端　久義
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第９６６号
岡山県玉野市奥玉１丁目25番38号、開始決定時の住所岡山市南区灘崎町迫川41番地42
破産者　藤原　淑子
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５号
広島県庄原市東城町久代1765番地３、商業登記簿上の本店所在地広島県庄原市東城町久代1704番地２
破産者　名越建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

平成２０年（フ）第２３０５号
福岡県宗像市三倉１番22号
破産者　亡神山淳一相続財産
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８８号
北海道釧路郡釧路町若葉３丁目45番地
破産者　有限会社貝塚組
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第５２号
北海道北見市西三輪４丁目727番地
破産者　株式会社廣川木材店
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
福島県白河市栄町53番地の１
破産者　有限会社間島創建
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第８６８号
横浜市港北区大倉山５丁目７－１　グランテージ大倉山709号、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区太尾町1423番地
破産者　ノースウッド株式会社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１９２号
長野県下高井郡木島平村大字穂高3643番地１
破産者　有限会社瑞穂石油
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６５号
鹿児島県南九州市川辺町田部田3682番地１
破産者　松窪ゆかり
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２０年（フ）第３４９号
静岡県富士市中島23番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市東間門３丁目７番地の６
破産者　髙田　弘之
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３５０号
静岡県沼津市西沢田907番地の２、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市東間門３丁目７番地の６
破産者　髙田　初子
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２１７号
山形市城西町３丁目１番48―10号、開始決定時の住所山形市桜田南６番14号
破産者　渡辺　弘昭
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３７９号
山形市大野目３丁目２―８―707号、住民票上の住所山形市西原１丁目９番地の４
破産者　鈴木喜代司（旧姓山川）
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３号
兵庫県たつの市御津町中島1421番地、従前の住所兵庫県たつの市御津町釜屋410番地12
破産者　和田　美香
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部